

<一般委託>

地下水質調査業務委託仕様書

地下水質調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	平成31年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、市内の地下水の水質を調査し、その結果を報告するものである。
2	履行期間	契約の日から令和元年12月27日
3	施行場所	横須賀市小原台ほか全15地点
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	水質汚濁防止法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 計量法に基づく計量証明事業の資格(濃度)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	環境政策部環境管理課水環境係 柴田(内線2387 直通046-822-8329)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
---	---

## 地下水質調査業務委託仕様書

## 1 調査期日

令和元年 10 月 1 日（火）を含めた 1 日又は 2 日間

2 日間で実施する場合は 10 月 1 日以外の調査日は 10 月上旬に実施する。

## 2 測定地点と測定項目

調査区分	地 点	測 定 項 目 ※	備考 (メッシュ番号)
定点	小原台	(1) (2) (3)	—
定点	秋谷	(1) (2) (3)	—
メッシュ	久里浜	(1) (2) (3)	6566
メッシュ	佐原	(1) (2) (3)	6585
メッシュ	久比里	(1) (2) (3)	6586
メッシュ	鴨居	(1) (2) (3)	6598
メッシュ	大津町	(1) (2) (3)	7515
メッシュ	馬堀町	(1) (2) (3)	7516
メッシュ	走水	(1) (2) (3)	7518
継続	長井 1	(1) (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—
継続	長井 2	(1) (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—
継続	長井 3	(1) (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—
継続	須軽谷	(1) (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—
継続	津久井	(1) (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—
継続	西浦賀	(1) (2) 砒素	—

## ※測定項目

## (1) 観測項目 (4 項目)

天候、気温、井戸深度、水位

## (2) 一般項目 (5 項目)

電気伝導率、pH、水温、臭気、外観

## (3) 環境基準項目 (28 項目)

## 4 測定方法及び数値の取扱い方法等

測定方法及び数値の取扱い方法等については、「平成 31 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、別添 1 のとおりとする。

## 5 提出書類

## (1) 調査実施計画書

調査実施日、採水時間、責任者の連絡先等をまとめた計画書を、契約者名で市長宛てに提出すること。

## (2) 作業手順書

試料採取から報告書提出までの品質を保証するため、業務管理体制等をまとめた手順書及びSOP（標準作業手順書）を、契約者名で市長宛てに提出すること。

なお、測定方法が複数ある項目については、各項目につき測定方法を1つ選択し、測定方法と定量下限値を一覧にまとめたものを添付すること。

## (3) 業務実施結果報告書

受託者は業務実施結果報告書（第1号様式）を提出すること。測定結果については報告下限値を用い、報告下限値と定量下限値の間に検出された数値については備考欄に記入する。報告書には下記の書類を添付すること。

- ア 計量証明書
- イ 採水作業中及び採取した試料の写真
- ウ 測定地点の緯度・経度（世界測地系）
- エ 測定地点の3次メッシュコード（世界測地系）
- オ サンプルング野帳
- カ 分析野帳、検量線等の測定値算出の根拠となるデータ

## (4) 神奈川県地下水質測定結果入力シート

受託者は神奈川県地下水質測定結果入力シート（第2号様式）を提出すること。

## (5) 環境省地下水質測定結果入力シート

受託者は環境省地下水質測定結果入力シート（第3号様式）を提出すること。

## 6 提出部数及び期限

提出書類	期限	部数	提出方法
(1) 調査実施計画書	契約後2週間以内	1	紙
(2) 作業手順書	〃	1	紙
(3) 業務実施結果報告書	調査日の翌月末	1	紙+電子データ
ア 計量証明書	〃	1	紙
イ 採水作業中及び採取した試料の写真	〃	1	紙+電子データ
ウ 測定地点の緯度・経度（世界測地系）	〃	1	紙
エ 測定地点の3次メッシュコード（世界測地系）	〃	1	紙
オ サンプルング野帳	〃	1	紙
カ 分析野帳、検量線等の測定値算出の根拠となるデータ	〃	1	紙
(4) 神奈川県地下水質測定結果入力シート	〃	1	紙+電子データ
(5) 環境省地下水質測定結果入力シート	〃	1	紙+電子データ

※電子データはメールまたはCD-ROMで提出すること。

7 特記事項

- (1) 調査を行う井戸は、既存の民有井戸等を利用するため鑿井業務はない。  
井戸水の枯渇等、特別な理由により採水できない場合は、横須賀市と協議すること。
- (2) 採水井戸の選定は横須賀市で行い、契約後受託者に採水場所を指示する。
- (3) 業務で排出する廃液等は関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (4) 試料採取を適正に行うため、分析経験のある責任者を常に現地採取班に置くこと。
- (5) 精度管理のため、横須賀市の指示によりクロスチェック等を実施するので、資料の供与や模擬試料の分析（神奈川県環境科学センターが9月上旬配布する試料分析）等に協力すること。
- (6) 本業務は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」（別添2）を遵守して行うこと。
- (7) 業務委託契約約款第5条にかかわらず本委託調査は業務の一部であっても再委託を禁止する。
- (8) 本仕様書に明記のない事項等で疑義が生じた場合については、横須賀市と協議し遺漏のないように施行すること。
- (9) 作業員の安全管理を適正に行い、危険防止に努めること。

令和〇年(20〇〇年)〇月〇日

(あて先) 横須賀市長

受託者名

代表者名

所在地

印

### 業務実施結果報告書

地下水質調査業務委託仕様書に基づき、令和〇年〇月〇日実施の地下水質調査の結果を提出いたします。

調査区分		定点	定点	メッシュ	メッシュ	メッシュ
地 点		小原台	秋谷	久里浜	佐原	久比里
採水月日		○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
環境基準項目	カドミウム	(mg/L)				
	全シアン	(mg/L)				
	鉛	(mg/L)				
	六価クロム	(mg/L)				
	砒素	(mg/L)				
	総水銀	(mg/L)				
	アルキル水銀	(mg/L)				
	P C B	(mg/L)				
	ジクロロメタン	(mg/L)				
	四塩化炭素	(mg/L)				
	クロロエチレン	(mg/L)				
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)				
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)				
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)				
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)				
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)				
	トリクロロエチレン	(mg/L)				
	テトラクロロエチレン	(mg/L)				
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)				
	チウラム	(mg/L)				
	シマジン	(mg/L)				
	チオベンカルブ	(mg/L)				
	ベンゼン	(mg/L)				
	セレン	(mg/L)				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)				
	ふっ素	(mg/L)				
ほう素	(mg/L)					
1,4-ジオキサン	(mg/L)					
一般項目	水温	( °C )				
	外観	( — )				
	臭気	( — )				
	pH	( — )				
	電気伝導率	(mS/m)				

※「不検出」とは、神奈川県の水質測定計画に定める報告下限値を下回ることを言う。

※アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定する。

調査区分		メッシュ	メッシュ	メッシュ	メッシュ	継続
地 点		鴨居	大津町	馬堀町	走水	長井1
採水月日		○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
環境基準項目	カドミウム	(mg/L)				—
	全シアン	(mg/L)				—
	鉛	(mg/L)				—
	六価クロム	(mg/L)				—
	砒素	(mg/L)				—
	総水銀	(mg/L)				—
	アルキル水銀	(mg/L)				—
	P C B	(mg/L)				—
	ジクロロメタン	(mg/L)				—
	四塩化炭素	(mg/L)				—
	クロロエチレン	(mg/L)				—
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)				—
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)				—
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)				—
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)				—
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)				—
	トリクロロエチレン	(mg/L)				—
	テトラクロロエチレン	(mg/L)				—
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)				—
	チウラム	(mg/L)				—
	シマジン	(mg/L)				—
	チオベンカルブ	(mg/L)				—
	ベンゼン	(mg/L)				—
	セレン	(mg/L)				—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)				
	ふっ素	(mg/L)				—
	ほう素	(mg/L)				—
1,4-ジオキサン	(mg/L)				—	
一般項目	水温	( °C )				
	外観	( — )				
	臭気	( — )				
	pH	( — )				
	電気伝導率	(mS/m)				

※「不検出」とは、神奈川県の水質測定計画に定める報告下限値を下回ることを言う。

※アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定する。

調査区分		継続	継続	継続	継続	継続	
地 点		長井2	長井3	須軽谷	津久井	西浦賀	
採水月日		○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	
環境基準項目	カドミウム	(mg/L)	—	—	—	—	—
	全シアン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	鉛	(mg/L)	—	—	—	—	—
	六価クロム	(mg/L)	—	—	—	—	—
	砒素	(mg/L)	—	—	—	—	—
	総水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—
	アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—
	P C B	(mg/L)	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	四塩化炭素	(mg/L)	—	—	—	—	—
	クロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	チウラム	(mg/L)	—	—	—	—	—
	シマジン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	—	—	—
	ベンゼン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	セレン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)					—
	ふっ素	(mg/L)	—	—	—	—	—
	ほう素	(mg/L)	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	—	—	—	
一般項目	水温	( °C )					
	外観	( — )					
	臭気	( — )					
	pH	( — )					
	電気伝導率	(mS/m)					

※「不検出」とは、神奈川県の水質測定計画に定める報告下限値を下回ることを言う。

※アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定する。

















## 測定方法及び数値の取扱い方法等

## 1 測定方法

## (1) 観測項目

項目	測定方法	有効数字
天候	天候表	—
気温	JIS K 0102 7.1	3
井戸深度	—	3
水位	—	3

## 天候表

快晴	晴	曇り	雨
みぞれ	雪	雷雨	

## (2) 一般項目

項目	測定方法	報告下限値	(参考) 評価基準
電気伝導率	JIS K 0102 13	1 mS/m	—
pH	JIS K 0102 12.1	—	5.8～8.6
水温	JIS K 0102 7.2 (有効数字3桁)	—	—
臭気	臭気表	—	—
外観	外観表	—	—

## 臭気表

無臭	下水臭	薬品臭	金属臭
かび臭	腐敗臭	芳香臭	その他

## 外観表

無色	有色
----	----

## (3) 環境基準項目

項 目	測 定 方 法	報 告 下 限 値 ( mg / L )	( 参 考 ) 環 境 基 準 値
カドミウム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	JIS K 0102 55.3 ICP発光分光分析法		
	JIS K 0102 55.4 ICP質量分析法		
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 吸光光度法	0.1	検出されないこと
	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法		
	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法		
鉛	JIS K 0102 54.1 フレーム原子吸光法	0.005	0.01mg/L 以下
	JIS K 0102 54.2 電気加熱原子吸光法		
	JIS K 0102 54.3 ICP発光分光分析法		
	JIS K 0102 54.4 ICP質量分析法		
六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 シ <sup>6</sup> フェニカルハ <sup>6</sup> ジ <sup>6</sup> ト <sup>6</sup> 吸光光度法	0.02	0.05mg/L 以下
	JIS K 0102 65.2.3 電気加熱原子吸光法		
	JIS K 0102 65.2.4 ICP発光分光分析法		
	JIS K 0102 65.2.5 ICP質量分析法		
	JIS K 0102 65.2.6 流れ分析法		
砒素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.01mg/L 以下
	JIS K 0102 61.3 水素化物発生ICP発光分光分析法		
	JIS K 0102 61.4 ICP質量分析法		
総水銀	環境基準告示 付表2 還元気化原子吸光光度法	0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	環境基準告示 付表3 ガスクロマトグラフ法	0.0005	検出されないこと
PCB	環境基準告示 付表4 ガスクロマトグラフ法	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.02mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.002mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
クロロエチレン	環境庁告示第10号付表の第1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.002mg/L 以下
	環境庁告示第10号付表の第2 ヘッドスペースGC-MS法		
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.004mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.1mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
シス-1,2- ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
トランス-1,2- ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.04mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		

## 別添 1

項目	測定方法	報告 下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
1, 1, 1- トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	1mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
1, 1, 2- トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.006mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
1, 3- ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0004	0.002mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
チウラム	環境基準告示 付表5 高速液体クロマトグラフ法	0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	環境基準告示 付表6の第1 GC-MS法	0.0003	0.003mg/L 以下
	環境基準告示 付表6の第2 GC法 (FTD)		
チオベンカルブ	環境基準告示 付表6の第1 GC-MS法	0.002	0.02mg/L 以下
	環境基準告示 付表6の第2 GC法 (FTD) (ECD)		
ベンゼン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法		
セレン	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法	0.002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0102 67.3 水素化合物発生ICP発光分光分析法		
	JIS K 0102 67.4 ICP質量分析法		
硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元- ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10mg/L 以下
	JIS K 0102 43.2.5 イオンクロマトグラフ法		
	JIS K 0102 43.2.6 流れ分析法		
亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.05	
	JIS K 0102 43.1.2 イオンクロマトグラフ法		
	JIS K 0102 43.1.3 流れ分析法		
ふっ素	JIS K 0102 34.1 吸光光度法	0.08	0.8mg/L 以下
	JIS K 0102 34.1 c) (注 (6) 第三文を除く。) に定める 方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共 存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び環境基準告示 付表6 イオンクロマトグラフ法		
	JIS K 0102 34.4 流れ分析法		
ほう素	JIS K 0102 47.1 メンブレン吸光光度法	0.02	1mg/L 以下
	JIS K 0102 47.3 ICP発光分光分析法		
	JIS K 0102 47.4 ICP質量分析法		
1, 4-ジメチル	環境基準告示 付表8の第1 活性炭抽出 GC-MS法	0.005	0.05mg/L 以下
	環境基準告示 付表8の第2 パージトラップ GC-MS法		
	環境基準告示 付表8の第3 ヘッドスペース GC-MS法		

(注 1) 表中の用語は、次による。

- J I S : 日本産業規格
  - ※ J I S K 0102 は 2016 年版を使用する
- 環境基準告示 : 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号
- 環境庁告示第 10 号 : 平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

## 2 数値の取扱方法

- (1) 有効数字は指定されたもの以外は 2 桁とし、3 桁目以下を切り捨てる。pH については、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までとする。
- (2) 報告下限値を下回る桁については切り捨てる。
- (3) 環境基準値が 2 物質の濃度の和とされている項目 (1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素) については以下のとおりとする。
  - ・それぞれを別に測定し桁数処理を行い、それら数値を合算後さらに桁数処理を行う。
  - ・測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に変えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
  - ・2 物質がいずれも、それぞれの報告下限値未満の場合は、合算値も報告下限値未満とする。
- (4) 臭気表に該当する臭いがなく「その他」を当てはめる場合も、臭いの内容について記すこと。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。